

令和6年度赤磐市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図るため、令和6年度における本市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 適用範囲

この調達方針は、本市の全ての組織に適用する。

3 対象となる施設等及び物品等

この調達方針の対象施設等は、法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）とする。また、対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）とする。

4 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

（1）障害者就労施設等からの調達の検討

各所属は、物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討する。

（2）随意契約方式の活用等

各所属は、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に定める随意契約に係る規定の活用を図る。

（3）障害者就労施設等への発注に当たっての配慮

各所属は、発注に当たっては、事業の適正な実施及び効果を達成することに留意しつつ、可能な限り障害者就労施設等の特性を勘案した仕様や納期の設定等について配慮を行う。

（4）障害者就労施設等の情報提供

社会福祉課は、障害者就労施設等が提供する物品等の情報を収集し、情報提供を行う。

5 調達の目標

令和6年度は、前年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

6 調達実績の公表

年度終了後、調達の実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 方針に関する窓口

調達方針に関する担当窓口は、保健福祉部社会福祉課とする。